2　前項の地域活性化総合特別区域計画には、法第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備の安全性の確保に関する事項を定めるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・国土交通省令第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

総合特別区域法（以下「法」という。）第三十一条第一項の指定を受けた地方公共団体が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、回送運行効率化事業（法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域内において、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二十四条に規定する国土交通大臣の指定する大型特殊自動車を除く。以下同じ。）の回送運行の効率化を図る事業をいう。以下同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画（法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定（法第三十八条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該回送運行効率化事業に係る自動車に対する同令第二十六条の五において準用する同令第二十四条の規定の適用については、当該自動車の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた方法により運行の用に供する場合に限り、同条中「前面及び後面」とあるのは「前面又は前面及び後面」とする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○文部科学省令第七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　文部科学大臣　下村　博文

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	378,700
18年以上19年未満	386,000
19年以上20年未満	393,000
20年以上21年未満	399,000
21年以上22年未満	405,000
22年以上23年未満	410,000
23年以上24年未満	415,600
24年以上25年未満	421,200
25年以上26年未満	426,000
26年以上27年未満	431,100
27年以上28年未満	436,500
28年以上29年未満	442,100
29年以上30年未満	451,200
30年以上31年未満	454,900
31年以上33年未満	459,800
33年以上34年未満	452,900
34年以上35年未満	453,400
35年以上36年未満	460,000
36年以上37年未満	466,900
37年以上	473,000

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	274,500
8年以上9年未満	286,800
9年以上10年未満	296,800
10年以上11年未満	309,300
11年以上12年未満	320,200
12年以上13年未満	332,300
13年以上14年未満	341,200
14年以上15年未満	349,400
15年以上16年未満	358,200
16年以上17年未満	365,800
17年以上18年未満	372,800